

北欧雑感

Miscellaneous memories during my stay in North Europe

升 信夫

桐蔭横浜大学法学部

2007年9月15日 受理

現代GPに係わる海外調査として、デンマークとスウェーデンを訪問した。デンマークではコペンハーゲン市裁判所を訪れ、スウェーデンでは法務省の担当者から一時間ほど参審制度などの状況の説明を受けることができた。大変に有意義な時間を過ごすことができたと感謝している。ところで、北欧の司法制度を調査するという訪問の直接の目的とは全く係わりがないが、今回の訪問で、まず衝撃を受けたのは、到着した翌日のコペンハーゲンでの出来事であった。チボリ公園の入り口付近で、一青年がティッシュを指し出し、さかんに襟元を拭けという。何のことだろうとジャージの上着を脱いでみたところ背中部分に、びっしりと唾が吐きかけられていた。日本ではそれほど馴染みのある行為ではないが、欧米の文化では、唾を吐くというのは相手を侮辱する最も手軽な行為と仄聞する。ということは、この唾は、外国人、あるいは東洋人に対する嫌悪感の表現ということだったのであろうか。こうした憎悪は、フランスの郊外や、ドイツの一部の地域に日常的なことだとしても、それ以外の地域で、旅行者に対してそれが向けられるということは予想外のことであった。しかも多文化について比較的

寛容的と思われる北欧でのことである。ただ、考えてみれば、デンマークという場所は、一昨年に新聞に掲載されたムハンマドの風刺画を巡り、イスラーム諸国をはじめとして、世界中のムスリムから反発を招いた場所でもある。ヨーロッパにおける多文化問題が抱える複雑な事情の一端を、短期間の訪問のしかも冒頭に経験することになってしまった。そうした衝撃にも促されつつ、今回の訪問で感じたこと、考えたことを、政治や社会のあり方との関連でまとめておきたい。

北欧の裁判制度は、基本的に参審制を敷きつつ、国により陪審制度を適宜ミックスさせるといった形態をとっている。もちろん参審制は、ドイツをはじめとする他のヨーロッパ諸国でも実施されており、北欧固有の制度ではない。北欧に特徴的なのは、一つには職権主義ではなく当事者主義をとることがある。つまり裁判官が権威と指導性をもって裁判を進行させることは控えられている。また、そうした非権威性の表れとして、法廷で法服を着るという習慣がないということもしばしば指摘される。北欧で裁判を見学した後、日本に戻ったら、その裁判の雰囲気やそこでの言葉

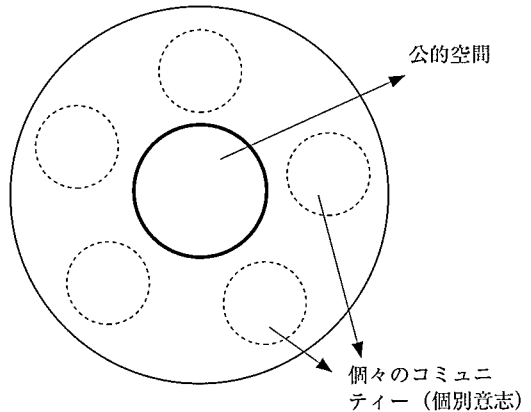
遣いが日常と乖離している様子に違和感を覚えたという記述も北欧の裁判制度についての書籍、論文などでは、しばしば見かける。スウェーデン法務省のラスムッソン女史は、ヴァイキング的伝統という表現を用いたが、北欧での裁判が権威を帯びていないのは、裁判はコミュニティが共同で行うものという考え方が持続しているからなのだろう。訪問の日程が夏の週末にならざるをえなかったこともあり、デンマークの裁判所で、実際の裁判を見学する機会には恵まれなかったが、裁判所の内部は、学校といった風情であった。

一般にヨーロッパの参審制度では、参審員の選定には何らかのかたちで政党が関わる。『デンマークの陪審制・参審制』（現代人文社）によれば、デンマークでは「地方の政党組織のメンバーを選出する傾向にある。」またスウェーデンでは、法務省職員モンス氏のレポートによれば、「それぞれのカウンティ議会に議席を持つ政党は、参審員として選出されるべき人を指名する。従って、殆ど全ての参審員は、また政党の党员でもある。参審員が社会を確実に代表するように、選出する議会は性別、年齢、職業、エスニシティの点で多様性を追求しなければならない。」このように裁判に関わる人たちの選任に政党が関わるということは、仮に日本で提案されたならば、大きな違和感をもって受けとめられることだろう。自民党员、民主党員、公明党员、共産党员がその得票率に応じて、裁判員になると聞いたら、それで公正さが保たれるのかと多くの人が思うに違いない。そしてそのように感じるのは、日本では、政党の組織率が非常に低いこと、またそれと関わり、政党は部分利益を代表し、社会全体の中立、公正さとは異なるものだという観念が一般的だという事情がある。

では、ドイツ、北欧などでは、裁判員の選任にどうして政党を関与させるのだろうか。中立、公平さに彼らは鈍感なのだろうか。もちろんそういうことはない。おそらく、ヨーロッパの一部の国には、日本と違って、それ

を適切と感じさせる社会的現実や思想的伝統がある。そうした社会的事情や伝統の一つとして、共同体の凝集力の度合い、思想の言葉に翻訳すると、ルソー的な一般意志の伝統の強弱をあげることができる。ルソーによれば、政治共同体は絶えざる話し合いを通じて、一般意志を確認し、部分意志の集合状態から脱していなければならない。ルソー的な伝統が強ければ、文化や価値観の多元性は否定され、政党は部分意志を代表するものであり、直接に中立、公正さを表現できるものではないと捉えられる。実際、ルソー的な伝統を強くとどめているフランスでは、裁判員の選任は、選挙人名簿からの無作為の抽選によっている。このルソー的な共同体をイメージ化すると以下のA図のようになる。そこでは公的な空間は、地域社会、宗教組織、労働組合、政党などの個々のコミュニティから超然としたものとして厳然と存在し、個々のコミュニティはそうした公的空間に超越的に代替される存在にとどまる。

【A図】
国家（政治共同体）



それに対して、北欧は、コンソシエショナル・デモクラシーのモデルにもなる地域であり、社会に存在している多元性を尊重する傾向が強い。またフランスが典型的な中央集権国家であるのに対して、ドイツは連邦国家であり、北欧諸国も世界で最も分権化が進んでいるという評価を受けるほど分権的な傾

向が強い。多元的存在をそれぞれ尊重する国では、政党はその多元性を代表する役割を担う。そうした環境では、裁判員の選任に政党が関与することは自然なことと感ぜられるだろう。

多元性の保持ということについては、今回、デンマークの郊外でたまたま見かけた光景が強く思い起こされる。コペンハーゲンから50kmほど離れたところに、ロスキレという古い町がある。ここに向かおうと、近郊電車の終点で中距離電車に乗り換えようとしていると、ボーイスカウト風のユニフォームを着た子ども達が親に連れられて集まっていた。改札がないこの国では、列車の前まで気軽に見送りすることができる。列車がやってくると、親たちはここで別れ、青年たちが子ども達を連れて行く。遠足か何かだろうかと思っていると、彼らもロスキレで下車した。そしてロスキレの駅には、同じユニフォームを着た子どもや大人が大挙して訪れていた。後で調べたところ、この日、ロスキレではボーイスカウトの大会が開かれ一万人近くが参加していたらしい。同じ方向に向かって歩いてゆくと、彼らの一部は聖堂の中に入り、礼拝をするもの、グループで賛美歌を歌うものがある。また一方では聖堂を素通りしてその先に向かっているものもある。結局、聖堂に立ち寄ったグループも、そうでないグループも、いずれも聖堂の先にある公園に集合している。そしてその公園では、子ども達は、幾つかの場所に分かれて、水くみ競争的なものからクライミングのようなものまで、色々な遊びを行っていた。

もともとボーイスカウトは、20世紀初頭の開始の時期には、軍事教練と公民教育という色彩を強く帯びていた。ボーイスカウトの祖であるベーデン＝パウエル自身、ボーア戦争で活躍したイギリス軍人であり、青少年に、身体的な健全さと、名誉・忠誠・義務などのパブリックスクールの精神を育むことを目的として、この運動を始めている。時代の変化の中で、軍事教練的な要素は著しく後退

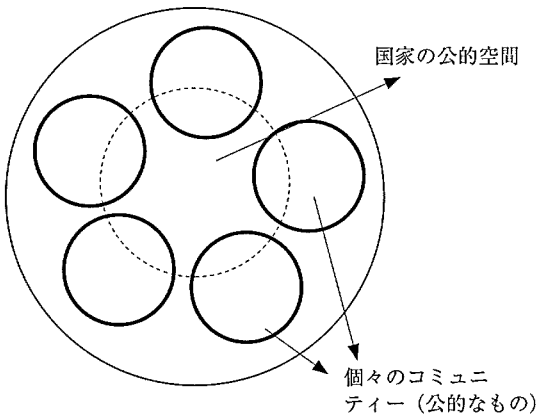
しているに違いないが、それでもボーイスカウトは、野外活動を通じて、ある種の道徳教育を行うことを目指している。教会が支部を構成している場合が少なくないこともそのことを物語っているだろう。ロスキレに集合した子どもたちも、こうした活動を通じて、コミュニティの基本的なルールのある部分を学ぶことになる。

もちろん、子どもたちが数多く集まるという現象だけを取り上げれば、どこの国にも見られる。桐蔭横浜大学でも夏の理科教室には千人を超える子どもたちと父母が集まるし、或いは日本全国で開催される子どものサッカー大会などでも多くの子どもと父母が集まる。また進学教室で試験を行えば、何万という規模で子どもたちは、同じ時間に机に向かい鉛筆を走らせている。しかし、そうした子どもと、ロスキレに集合した子どもの間には、組織のされ方について大きな違いがあるように思われる。理科教室や進学教室に集まる子どもたちには、社会のルールを教えるということは想定されていない。ロスキレに集まる子どもたちは、多元的に組織された社会の具体的なあり方を象徴的に示しているように思われたのである。

大衆社会化が著しく進展し、コミュニティというものの具体的な姿を見る機会が乏しくなった私たちには想像しにくいことだが、敢えて想像をたくましくすると、次のようなことが言えるのではないだろうか。国家とか社会とか、抽象化された組織体が最初に存在するのではなく、緩やかに組織された、地域社会、教会、労働組合、政党などの、具体的なコミュニティがまず存在する。そしてロスキレで見かけた子ども達のように、幼い頃から、遊び等を通じて、そのコミュニティのルールを学んでゆく。まずそれぞれのコミュニティ、そしてその文化、ルールが存在する。そうした文化、ルールこそが、第一次的に存在する共通のもの、公的なものなのであり、それは部分意志として否定されるべきものではない。そして、国家大に想定される公的な

空間は、各コミュニティのルール、行動規範の抵触を調整する機能を果たすものであり、各コミュニティのルールと断絶した形で独自のルールを持つわけではない。これをイメージ化すると以下のようになる。

【B図】
国家



こうしたイメージの典型例として、オランダの柱状化(verzuiling)をあげることができる。プロテスタントとカトリックという宗教的な差異、資本家と労働者の違いなど、社会的溝(cleavage)による隔たりが架橋できない程になると、それぞれの部分が、独自の文化、制度、習慣をもって自立するようになる。そうした社会で人々は、学校、医療、文化団体、新聞など、それぞれのサブカルチャーの中で自足的に生活する。政府は、それぞれの価値を、共通の公的なものに収斂させようとせず、多文化的な配慮を様々に行うことになる。こうした社会で裁判制度を考えるならば、高度に専門的で体系的な法的知識を有した、エリートによる権威的な裁判は、多元性の保持を保障しないという理由で回避され、個々のサブカルチャーを配慮した参審制が望ましいと思えるだろう。政党が個々のサブカルチャーを代表するならば、裁判員の選任では政党が重要な役割を果たすものと期待されるに違いない。

この時、スタイン・ロックマンの議論が、具

体性をもって鮮やかに蘇る。ロックマンによれば、近代以降、宗教改革、国家形成、産業革命などを通じて社会には様々なかたちで社会的溝が走る。たとえば、産業革命を通じ近代的な産業システムが成立すると、資本家と労働者という亀裂が社会の中に走る。あるいは、中央の権力により近代国家形成をはかろうとすれば、それを推進しようとする中央と、それへの同化を拒絶する周辺部分との間に亀裂が走る。これらの亀裂は、国によって一本の亀裂がますます掘り下げられてゆく場合もあれば、社会に何本もの亀裂が走る場合もある。そしてロックマンによれば、政党というものは、そうした亀裂に沿って成立するものであった。亀裂に沿ったかたちでのコミュニティがまず存在し、それをかろうじて統合するものとして近代国家が存在している。コミュニティの存在を超越したものとして国家が厳然と存在するわけではない。

では日本の場合はどうだろうか。明治維新と敗戦という二度の巨大な社会変動によって、社会的な溝は整頓し直され、さらに戦後の高度成長と都市化を通じて、日本には西欧的な社会的溝は存在しなくなったように思われる。あるいは20世紀の総力戦に完全にコミットした諸国では総じて、大衆化状況は一層進み、コミュニティは存在しているとしても、伝統と断絶し、小規模で自発的な性格を強めている。そしてそこで人々は、まず原子化された個人として存在する。先に示したイメージ図でいえば、B図ではなく、A図の状況にある。

個人や国家、あるいは政治や法などについて考えるとき、A図を前提にするのか、B図を想定するかにより、様々な差異が生まれる。参審制度についての違いは既に触れたとおりであるが、この差異には、民主主義の捉え方の違いも含まれる。まず、大衆化されたA図を前提にして民主主義を考えると、民主主義の安定性を確保するためにも、政治参加を通じた市民道徳の涵養という議論が重要性を帯びてくる。例えば19世紀において、

労働者階級をいかにして従来の社会的枠組みに統合するののかという問題があり、また他方では人々が私生活に関心を集中させるようになると専制政治の危険が増大すると論じられたが、それらを解決する方策の一つとして、参加民主主義の教育機能に期待が寄せられた。直接に政治過程に関わることで人々は、自己利益に固執するのではなく、全体の利益を考慮する機会を持ち、その経験を通じて公共道徳を磨くことができると考えられたのである。現代でも、共和主義を称揚する議論や、コミュニタリアンの議論では、政治に参加することを通じた市民的徳の涵養と人間的完成ということが力説されるが、それらの議論ではA図が、必ずしも自覚されていない前提となっている。こうした視座から日本の裁判員制度を捉える場合には、裁判員となることは市民的な義務であり、裁判員として活動することで市民的な徳が磨かれる、という議論も生まれるに違いない。

それに対してB図を前提にして民主主義を考えると、民主主義は、望ましい政策の実現と権力の抑制のための制度であり、市民的徳の涵養という視座は背景に退く。B図では、市民が身につけるべきモラルは、多元的に存在するコミュニティの中で生まれ磨かれるものであり、国家の活動に関わる中で磨かれるものではないからでもある。

帰国時、ストックホルムの中央駅まで向かうタクシーで中東風の音楽が流れていたのを尋ねてみると、運転手はトルコからの移民であり、すでに10年近くスウェーデンで暮らしていて、市民権も得ているという。他の国で暮らしたことはないのかと尋ねると、彼は、これまでドイツ、ベルギーなどで暮らしてきたが、スウェーデンの暮らしが一番気に入っていると語っていた。更に彼は、イスラームについて、キリスト教の神とイスラームの神は同一の神なのだと強調していた。同じ神の下に調和した暮らしが本来はできるのだと語りたかったのかもしれない。

スウェーデン法務省のモンス氏によれば、裁判員の選任に際しては、性別、年齢、エスニシティが配慮されているという。そこに有色の人達、イスラームの人達も含まれるのかと尋ねたら、スウェーデンの市民権をもつ人は含まれるということだった。グローバル化が進展すると、このタクシーの運転手のように、異文化を携えて訪れ、定住する人が増加する。そうした人は、旧来のコミュニティには属さない場合が多いだろう。つまり、グローバル化が進むと、コミュニティの組織力は低下し、政党の組織率も低下する。スウェーデン法務省のラスムッソン女史もその点を認めていた。それが著しく進展すれば、先に示したB図のイメージ図も成立しなくなる。スウェーデンにおいても民主主義的な組織は一つの転機を迎えつつあるのかもしれない。